

京 都 大 学 教 育 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 修学</p> <p>第4条 授業は、専門科目及び<u>教養科目</u>に分けて行う。</p> <p>第5条 専門科目及び<u>教養科目</u>の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>第4 試験</p> <p>第10条 試験は、科目試験及び論文試験とする。</p> <p>2 科目試験は、<u>受験の申出</u>をした者に対して行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第7 転学及び<u>転科</u></p> <p>第15条 本学他学部学生若しくは他大学の学生で本学部に転学を志望する者又は本学部学生で<u>転科</u>若しくは他学部に転学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第8 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生</p> <p>第16条 通則第61条第1項の規定により科目等履修生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。</p> <p>第17条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3 修学</p> <p>第4条 授業は、専門科目及び<u>全学共通科目</u>に分けて行う。</p> <p>第5条 専門科目及び<u>全学共通科目</u>の単位数、配当及び授業時間数は、別に定めるところによる。</p> <p>第4 試験</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>2 科目試験は、<u>当該科目につき、履修の登録</u>をした者に対して行う。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>第7 転学</p> <p>第15条 本学他学部学生若しくは他大学の学生で本学部に転学を志望する者又は本学部学生で他学部に転学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第8 <u>外国学生</u>、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生</p> <p>第16条 <u>通則第59条第1項の規定により外国学生として、又は通則第61条第1項の規定により科目等履修生として入学を志望する者には、<u>選考のうえ</u></u>、教授会の議を経て、入学を許可することがある。</p> <p>第17条 特定の科目につき聴講を志望する者があるときは、<u>選考のうえ</u>、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p>